

## 評議員選任・解任委員会の運営に関する規定

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人清心会(以下「当法人」という。)の評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)の運営に関する必要な事項について定め、もって委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (任務)

第2条 委員会は、当法人の評議員の選任及び解任について候補者を選定することを任務とする。

### (構成)

第3条 委員会は、監事2名、外部委員1名の3名で構成する。

### (委員の選任)

第4条 委員会の外部委員は、理事会の決議により選任する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

### (招集)

第6条 委員会は理事長が招集する。

### (招集通知)

第7条 委員会の招集通知は、会議開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### (議長)

第8条 委員会の議長は、この委員会に出席した委員の中から互選により選出する。

### (情報提供)

第9条 理事長は、委員会における審議に当たり、以下の情報を提供しなければならない。

- (1) 評議員候補者の経歴及び候補者とした理由
- (2) この法人及びこの法人の理事又は監事との関係
- (3) その他の評議員候補者に関する情報

(選定方法)

第10条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、賛成することを要する。

2 委員会に提出する評議員候補者は、理事会において推薦する。

(議事録)

第11条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員の全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

2 委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及び結果
- (3) 委員会に出席した理事の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

(報酬)

第12条 社会福祉法人清心会 費用弁償規程を別途定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附則

1.この規程は、平成29年4月1日から執行する。